

平成26年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

平成26年9月24日（水曜日）

議事日程第4号

平成26年9月24日（水曜日）午前10時開議

第1．追加提出議案の説明並びに質疑

議案第144号

1件

第2．追加提出議案の委員会付託（付託表は別紙のとおり）

第3．委員長審査報告

第4．認定第1号 平成25年度由利本荘市一般会計歳入歳出決算認定について

第5．認定第2号 平成25年度由利本荘市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

第6．認定第3号 平成25年度由利本荘市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第7．認定第4号 平成25年度由利本荘市診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第8．認定第5号 平成25年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計歳入歳出決算認定について

第9．認定第6号 平成25年度由利本荘市情報センター特別会計歳入歳出決算認定について

第10．認定第7号 平成25年度由利本荘市地域情報化事業特別会計歳入歳出決算認定について

第11．認定第8号 平成25年度由利本荘市奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

第12．認定第9号 平成25年度由利本荘市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

第13．認定第10号 平成25年度由利本荘市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第14．認定第11号 平成25年度由利本荘市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

第15．認定第12号 平成25年度由利本荘市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第16．認定第13号 平成25年度由利本荘市スキー場運営特別会計歳入歳出決算認定について

第17．認定第14号 平成25年度由利本荘市小友財産区特別会計歳入歳出決算認定について

第18．認定第15号 平成25年度由利本荘市北内越財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第19．認定第 16号 平成25年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20．認定第 17号 平成25年度由利本荘市水道事業会計決算認定について
- 第21．認定第 18号 平成25年度由利本荘市ガス事業会計決算認定について
- 第22．議案第125号 由利本荘市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第23．議案第126号 由利本荘市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第24．議案第127号 由利本荘市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第25．議案第128号 由利本荘市都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 第26．議案第129号 由利本荘市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案
- 第27．議案第130号 由利本荘市道路線の廃止について
- 第28．議案第131号 由利本荘市道路線の認定について
- 第29．議案第132号 平成26年度由利本荘市一般会計補正予算（第6号）
- 第30．議案第133号 平成26年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第31．議案第134号 平成26年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算（第2号）
- 第32．議案第135号 平成26年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）
- 第33．議案第136号 平成26年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第34．議案第137号 平成26年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第35．議案第138号 平成26年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第36．議案第139号 平成26年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第37．議案第140号 平成26年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算（第1号）
- 第38．議案第141号 平成26年度由利本荘市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第39．議案第142号 平成26年度由利本荘市ガス事業会計補正予算（第2号）
- 第40．議案第143号 平成26年度由利本荘市一般会計補正予算（第7号）
- 第41．議案第144号 平成26年度由利本荘市一般会計補正予算（第8号）
- 第42．請願第 1号 児童対象の「手洗い教室」新規事業採択についての請願
- 第43．陳情第 6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書提出についての陳情

- 第44．陳情第 7号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書提出についての陳情
- 第45．継続審査中の陳情第5号 地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書提出についての陳情
- 第46．継続審査について  
陳情第8号 消費税10%への引き上げの中止を求める意見書提出についての陳情
- 第47．追加提出議員発案の説明並びに質疑  
議員発案第3号 1件
- 第48．議員発案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

第1から第48までは議事日程第4号のとおり

- 第49．追加提出委員会発案の説明並びに質疑  
委員会発案第2号 1件
- 第50．委員会発案第2号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書の提出について

出席議員（26人）

1番 鈴木和夫	2番 三浦秀雄	3番 伊藤岩夫
4番 今野英元	5番 佐々木隆一	6番 湊貴信
7番 佐藤徹	8番 吉田朋子	9番 三浦晃
10番 高野吉孝	11番 渡部専一	12番 大関嘉一
13番 高橋和子	14番 伊藤順男	15番 渡部聖一
16番 高橋信雄	17番 井島市太郎	18番 佐藤勇
19番 渡部功	20番 佐藤譲司	21番 佐々木慶治
22番 長沼久利	23番 佐藤賢一	24番 梶原良平
25番 土田与七郎	26番 村上亨	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部 誠	副市長	石川 裕
副市長	小野 一彦	監査委員	佐々木 均
教育長	佐々田 亨三	企業管理者	藤原 秀一
総務部長	阿部 太津夫	企画調整部長	伊藤 篤
市民福祉部長	真坂 誠一	農林水産部長	三浦 徳久
商工観光部長	渡部 進	建設部長	木内 正勝

矢島総合支所長	佐藤 晃 一	由利総合支所長	庄 司 昭 一
西目総合支所長	佐々木 政 徳	教 育 次 長	佐 藤 一 喜
消 防 長	佐々木 助 行	総 務 課 長	佐 藤 光 昭
財 政 課 長	井 上 寿 子		

議会事務局職員出席者

局 長	三 浦 清 久	次 長	鎌 田 直 人
書 記	佐々木 紀 孝	書 記	小 松 和 美
書 記	佐々木 健 児	書 記	今 野 信 幸

午前10時00分 開 議

議長（鈴木和夫君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の、出席議員は26名であります。

出席議員は定足数に達しております。

この際、御報告申し上げます。

去る9月5日、市役所正庁において、決算審査特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行った結果、委員長に、21番佐々木慶治君、副委員長に、26番村上亨君が選出されております。

この際、お諮りいたします。

本日、議案の追加提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これに、御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（鈴木和夫君） それでは、本日の議事に入ります。

日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第144号を上程し、市長の説明を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

市長（長谷部誠君） おはようございます。

追加提出議案の説明に先立ちまして、諸般の報告を申し上げます。

初めに、皇太子殿下の御訪問についてであります。

国民文化祭の開催に伴い、10月4日に、皇太子殿下が本市を訪問され、市民交流学習センターにおいて、国指定重要無形民俗文化財本海獅子舞番楽を鑑賞されます。

また、御訪問に際しましては、国道107号の本荘インターチェンジから、市民交流学習センターまで、奉迎場所を6カ所設置いたしますので、多くの方々にお迎えいただきたいと存じます。

次に、由利本荘市誕生10周年記念式典についてであります。

平成17年3月22日に、1市7町が合併し、由利本荘市が誕生してから間もなく10年となりますが、その誕生日である平成27年3月22日、カダーレを会場に由利本荘市誕生10

周年記念式典を開催いたします。

当日は、記念式典や記念講演のほか、市内小中学生による作文コンクールの作品発表も予定しておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、報告を終わります。

それでは、追加提出議案について御説明申し上げます。

本日、追加提出いたします案件は、補正予算1件であります。

議案第144号一般会計補正予算（第8号）は、災害復旧費で、林道岩城大内線ののり面復旧事業費を追加するほか、不測の事態に備え、予備費を追加しようとするものであります。

以上が、一般会計補正予算の内容であります。これらの財源としては、繰越金を充て、5,580万円を追加し、補正後の予算総額を、532億4,670万2,000円にしようとするものであります。

以上が、本定例会に追加提出いたします議案の概要でありますので、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） これにて、追加提出議案の説明を終わります。

これより、追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第144号に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩します。

午前10時04分 休 憩

午前10時05分 再 開

議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加提出されました、議案第144号を議題として質疑を行います。

ただいままでのところ、質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

よって、追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（鈴木和夫君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付しております付託表のとおり、総務及び産業経済常任委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前10時06分 休 憩

午前10時37分 再 開

議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（鈴木和夫君） 日程第3、これより、認定第1号から認定第18号までの18件、議案第125号から議案第144号までの20件、請願第1号の1件、陳情第6号から陳情第8号まで、及び継続審査中の陳情第5号の4件の計43件を一括上程し、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に、決算審査特別委員長の報告を求めます。2番佐々木慶治君。

【決算審査特別委員長（佐々木慶治君）登壇】

決算審査特別委員長（佐々木慶治君） 決算審査特別委員会の審査の結果について御報告申し上げます。

今期定例会において、当特別委員会に審査付託されました平成25年度決算認定に係る案件は、一般会計決算、特別会計決算15件及び事業会計決算2件の計18件であります。

当特別委員会は、各常任委員会及び国療跡地利活用特別委員会をそれぞれの分科会とし、提出された決算書をもとに、関係職員の説明を受けるとともに、監査委員の決算審査意見書や決算附表などを参考とし、各所管ごとに分担して審査した後、去る9月18日に開催された決算審査特別委員会において、各分科会主査報告を受け、委員会の採決を行っております。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査過程での概要を御報告申し上げます。

初めに、認定第1号一般会計決算認定についてであります。

全体の収支決算の概要であります。歳入決算額は、前年度比0.2%減の525億9,151万円、これに対し、歳出決算額は、1.4%減の500億7,817万6,000円であり、これによる歳入歳出差引額は、25億1,333万4,000円であります。

これから、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、21億7,472万円の黒字となっております。

また、基金への積み立てや積立金の取り崩し、地方債繰り上げ償還の差し引きによる実質単年度収支においては、18億2,578万6,000円で、6カ年連続で黒字を維持しております。

歳入の主な概要につきましては、市税や使用料及び繰越金などの自主財源が26.9%、地方交付税や国県支出金及び市債などの依存財源が73.1%の構成比となっており、自主財源の比率が前年度より、1ポイント増となっております。

自主財源の根幹であります市税は、8億2,700万円余りで、前年度より、0.2%増となり、歳入全体に占める割合は15.5%であります。

なお、収入率は、現年度分、滞納繰り越し分合わせて、91.6%で、前年度より1.2%増となっております。

一方、主要な依存財源である地方交付税は21億3,200万円余りで、前年度より1億6,700万円余りの減で、歳入全体では41.3%を占めております。

また、国庫支出金は、由利橋架け替え事業の完了による社会資本整備総合交付金の大幅減と、地域の元気臨時交付金の皆増などにより、前年度より5億6,100万円余り減の、61億7,800万円余りとなっております。

県支出金は、コミュニティ体育館整備事業や消防庁舎建設事業及び太陽光パネル設置事業などに活用し、前年度より2億6,700万円余り増の、35億6,800万円余りとなっております。

次に、歳出につきましては、総合発展計画に沿って各種事業が積極的に展開されておりますが、各費目別の事業実績概要につきましては、決算附表等の資料に記載のとおりであり、また、9月18日の主査報告において、報告されておりますので、ここでは述べませんが、公債費負担適正化計画や財政シミュレーションのもと、効率的な予算執行と積極的な事務・事業実施に努力されていることが認められます。

なお、一般会計における年度末における市債の現在高は、688億4,253万7,000円であり、前年度末に比較し、21億424万3,000円、率にして3.0%の減となっております。

以上、御報告申し上げましたとおり、平成25年度一般会計決算につきましては、適正に予算執行されているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

次に、認定第2号から認定第16号までの15件の各特別会計並びに認定第17号及び認定第18号の2件の事業会計の計17件の決算認定につきましては、いずれも適切な予算執行がなされているものと認められ、認定すべきものと決定した次第であります。

各分科会での審査過程で、一般会計の住宅使用料及び各特別会計の施設使用料等並びに企業会計の給水・ガス販売に係る収入等について、収入未済額が生じていることから、未納防止と滞納整理に引き続き努力されたい旨の監査委員からの審査意見にもありますが、公平な負担と財源確保の観点から、収入率の向上に向け、さらに努力されるとともに、滞納者への適切な納付指導などにより、新たな不納欠損を生じさせないよう努めていただきたいとの発言のほか、市税、国保税ともに合併後、最も高い収入率を確保したことについては、税の徴収にかかわる職員各位の継続した取り組みの成果であり、評価するものであるとの発言がありましたことを申し添えます。

なお、平成25年度普通会計における実質公債費比率が前年度より1.5%低下し、14.3%となったことは、市当局が行財政改革に積極的に取り組んできた結果でもあり、その努力に対し特段の評価をするものであります。

また、平成27年度からの地方交付税合併算定がえ終了が目前に控えていることから、今後も本市を取り巻く厳しい財政情勢が続くことと予想され、さらなる行財政改革に取り組み、メリ張りのある事務事業の展開など、なお一層の財政健全化に向けた運営に努力されたいものであります。

以上が、当決算審査特別委員会に付託されました、平成25年度各会計決算認定についての審査報告であります。

終わりに、本市行財政の今後の見通しについては、予測できない不確定要素をいまだに抱えていることは疑いの余地がないところであります。

本市の人口は、前年度末と比較し、1,144人の減となっており、人口減少が続いている状況を踏まえ、地域経済の動向、雇用・少子高齢化対策など、十分に見きわめながらの施策が必要と思われれます。

どのような事態にも迅速に対応し得る体制づくりはもちろんでありますが、何よりも、市民の不安を取り除くための方策と、自治体や市民が置かれている状況を明確に示し得

る説明責任を果たすことが強く求められているものと思われます。

今後とも、さらなる市民の福祉向上と市勢発展のため、行財政運営の健全化とコスト削減に取り組み、事業の費用対効果なども勘案しながら、なお一層の努力を傾注されまことを期待申し上げまして、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） 次に、総務常任委員長の報告を求めます。18番佐藤勇君。

【総務常任委員長（佐藤勇君）登壇】

総務常任委員長（佐藤勇君） 総務常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出されました案件を含め、条例関係1件、補正予算6件、陳情1件の計8件であります。

なお、これに継続審査中の陳情1件を加えました、9件の審査結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係の案件であります。

議案第128号都市計画税条例の一部を改正する条例案についてであります。これにつきましては、地方税法及び都市再生特別措置法の一部改正に伴い、条文番号等を整理しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算の案件であります。

初めに、議案第132号一般会計補正予算（第6号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入12款、14款、16款、18款から20款、歳出2款、9款、13款、継続費の追加並びに地方債の追加及び変更であります。

歳入の12款分担金及び負担金では、石脇財産区議会議員選挙費負担金の減額、14款国庫支出金では、がんばる地域交付金の追加、16款財産収入では、市所有地や更新済み車両の売り払い代金の追加、18款繰入金では、地域雇用創出推進基金からの繰入金の増額、19款繰越金では、歳出に係る一般財源分としての増額、20款諸収入では、保険や移転補償費の追加のほか、20款市債では、YBネット機器増設事業債を減額し、庁舎等整備事業債及び臨時財政対策債を増額しようとするものであります。

歳出では、2款総務費で、国民文化祭関連行事に従事する職員の時間外勤務手当の措置、公共施設等総合管理計画策定委託料の措置、庁舎車庫の構造変更による減額、分収林交付金の措置、統一条件配当金の措置、由利総合支所実施設計委託料の措置、東由利総合支所事務室暖房設備の改修工事費などであり、9款消防費で、雪上車に係る経費の措置、13款諸支出金で、土地開発公社の解散に伴う、公社所有地の買い取り経費の措置が主なものであります。

継続費では、公共施設等総合管理計画策定事業について、年割額、平成26年度が600万円、27年度・28年度がそれぞれ1,000万円、計2,600万円を設定しようとするものであります。

地方債では、大内地域小学校改修事業について、起債限度額480万円を追加し、また、臨時財政対策債など、6事業に係る起債限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第134号情報センター特別会計補正予算（第2号）であります。歳入で

は前年度繰越金、NHK衛星放送視聴料の増額、施設等破損賠償費や移転補償費、保険収入などの措置、歳出では、伝送路・機器修繕料の増額やインターネット通信データ量の増大に伴う上位回線使用料を増額するものであり、歳入歳出それぞれ503万3,000円増額し、補正後の予算総額を4億225万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第135号地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入では、一般会計及び基金からの繰入金、御門交差点改良工事に伴う移転補償費の措置、歳出では、この移転に係る経費並びに鳥海地域の自営柱等の移転修繕経費を措置するものであり、歳入歳出それぞれ458万6,000円増額し、補正後の予算総額を1億2,206万5,000円にしようとするものであります。

次に、議案第140号小友財産区特別会計補正予算（第1号）であります。歳入では、市有林間伐材等売払収入の措置、基金繰入金の減額、歳出では、積立金を措置するものであり、歳入歳出それぞれ200万5,000円増額し、補正後の予算総額を481万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第143号一般会計補正予算（第7号）についてであります。これは8月の豪雨災害に伴うものが主なものであり、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款、歳出2款並びに地方債の追加及び変更であります。

歳入の19款繰越金では、歳出に係る一般財源分としての増額であり、歳出では、2款総務費で、国民文化祭に合わせて丸亀市からの来市に係る経費の措置であります。

地方債では、林道災害復旧事業について、起債限度額750万円を追加し、また、公共土木災害復旧事業に係る起債限度額を7,650万円に変更しようとするものであります。

次に、本日追加提出されました、議案第144号一般会計補正予算（第8号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入19款及び歳出14款であります。

歳入の19款繰越金では、歳出に係る一般財源分としての増額であり、歳出では不測の事態に備えるため、14款予備費に5,000万円増額しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました6件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に陳情についてであります。

継続審査中の陳情第5号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書提出についての陳情であります。これは、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のため、国に対して意見書を提出することを求める陳情であります。

これにつきましては、当局に臨時・非常勤職員にかかわる状況などを問うなど慎重に審査いたしました。が、全会一致で不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に陳情第8号消費税10%への引き上げの中止を求める意見書提出についての陳情であります。これは、地方経済と住民の暮らしを守るため、国に対して意見書を提出することを求める陳情であります。

これにつきましては、当局に本市における消費税の収支見通しを問うなど慎重に審査いたしました。が、さらに研究する必要があることから、なお審査を要するものとして、継続審査すべきものと決定した次第であります。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鈴木和夫君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。13番高橋和子さん。

【教育民生常任委員長（高橋和子君）登壇】

教育民生常任委員長（高橋和子君） 教育民生常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、条例関係4件、補正予算3件、請願1件、陳情2件の計10件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、条例関係について御報告申し上げます。

議案第125号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第127号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてまでであります。これは子ども・子育て支援新制度移行に伴い、市町村が条例で定めることとされている各種保育事業の運営及び設備に係る基準などについて、それぞれ国の基準を基本とし、新たに条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第129号福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案についてであります。これは本年10月より母子及び寡婦福祉法の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正されることから、関係条文を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました4件の条例関係の案件につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算について御報告申し上げます。

初めに、議案第132号一般会計補正予算（第6号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入14款、15款、17款、20款及び21款と、歳出2款から4款、7款、9款及び10款であります。

初めに、歳入についてであります。14款国庫支出金は、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金の追加が主なものであります。

15款県支出金は、保育緊急確保事業費補助金の追加、一時預かり事業費補助金及び市町村子ども子育て支援事業費補助金の減額が主なものであります。

17款寄附金は、東由利小学校及び東由利中学校への寄附金の追加であります。

20款諸収入は、スポーツ振興くじ助成金の追加が主なものであります。

21款市債は、大内地域小学校改修事業債の追加が主なものであります。

次に、歳出についてであります。人件費以外の主なものについて御報告申し上げます。

2款総務費は、交通安全対策費及び市民相談費の追加であります。

3款民生費は、1項社会福祉費において、老人医療給付事業費の追加が主なものであります。

2項児童福祉費では、私立保育所の職員の処遇改善を図るため、賃金改善に要する経費を補助する、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金のほか、支給対象の見込み増に

よる、子育て世帯臨時特例給付金の追加が主なものであります。

4 款衛生費は、1 項保健衛生費において、水痘及び成人用肺炎球菌の予防接種が定期接種に加わることに伴う、感染症等予防対策費の追加が主なものであります。

2 項清掃費では、西目地域における猿田埋立処分場浸出水集水管設置工事の工法変更に伴う、最終処分場管理費の追加が主なものであります。

7 款商工費は、消費者保護対策事業費の追加であります。

9 款消防費は、現消防庁舎の解体に向けた実施設計業務委託料及び本荘、大内、鳥海地域に整備する耐震性貯水槽 10基分の工事請負費などの追加が主なものであります。

10 款教育費は、1 項教育総務費において、岩城地域におけるスクールバス運行事業費の追加が主なものであります。

2 項小学校費では、大内地域の統合小学校で使用予定である、現大内中学校校舎の大規模改修工事及び各小学校体育館の天井落下防止対策工事に係る実施設計業務委託料の追加が主なものであります。

3 項中学校費では、各中学校体育館及び武道場の天井落下防止対策工事に係る実施設計業務委託料のほか、由利中学校武道場、西目中学校給食棟の耐震診断委託料の追加が主なものであります。

4 項幼稚園費では、西目幼稚園運営費の追加であります。

5 項社会教育費では、小友公民館及び大内公民館に係る公民館管理費の追加のほか、社会教育事務費における社会教育指導員報酬の減額が主なものであります。

6 項保健体育費では、水林陸上競技場の日本陸上競技連盟からの公認が来年 5 月に期限を迎えることから、その更新に必要となる補修工事、備品購入などの経費の追加が主なものであります。

次に、議案第 133号国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入においては前年度繰越金の追加、歳出では、退職被保険者等療養給付費等交付金返還金の追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ 1,073万 8,000円を追加し、補正後の予算総額を 99億 2,142万 7,000円にしようとするものであります。

次に、議案第 136号介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。歳入においては東光苑への寄附金及び前年度繰越金の追加、歳出では、寄附金を充当する、スロープ付軽自動車及び介護用ベッドに係る備品購入費などの追加が主なものであり、歳入歳出それぞれ 421万 9,000円を追加し、補正後の予算総額を 7 億 9,403万 5,000円にしようとするものであります。

以上、御報告申し上げました 3 件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、請願及び陳情について御報告申し上げます。

初めに、請願第 1 号児童対象の「手洗い教室」新規事業採択についての請願であります。これは来年度の新規事業として児童対象の手洗い教室を採択し、予算措置を求める請願であります。

審査の過程において委員より、趣旨は理解するものの、市単独の事業とするか、団体への助成事業とするかなど、その実施形態等については当局において検討が必要である、との意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

す。

なお、当請願につきましては、教育委員会に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することと決しております。

次に、陳情第6号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書提出についての陳情であります。これは30人以下の少人数学級の推進と、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することについて、国の関係機関に対し、意見書を提出することを求める陳情であり、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第7号軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書提出についての陳情であります。これは軽度外傷性脳損傷の啓発・周知や、同疾病に係る労災認定基準の改正などについて、国の関係機関に対し、意見書を提出することを求める陳情であります。

審査の過程において委員より、軽度外傷性脳損傷の認定については医師によって判断に迷う事例もあり、陳情の趣旨は理解できるとの意見があり、採決の結果、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鈴木和夫君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。20番佐藤譲司君。

【産業経済常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

産業経済常任委員長（佐藤譲司君） 産業経済常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会において、当常任委員会に審査付託になりました案件は、本日追加提出された案件を含め、補正予算3件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりですが、審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第132号一般会計補正予算（第6号）ですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では15款、16款、20款、歳出では6款、7款であります。

まず、歳入であります。

15款県支出金につきましては、集落型農業法人の経営支援に係る農業法人確保・育成事業費補助金など、農業費補助金の増減額、県営治山事業移行に伴う林業費補助金の減額が主なものであります。

16款財産収入につきましては、市有林間伐材等売払収入の追加が主なものであります。

20款諸収入につきましては、保険収入などの農林水産業費雑入の追加が主なものであります。

続いて、歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、1目農業委員会費では、農地台帳システム改修に係る経費の追加が主なものであります。

3目農業振興費では、集落型農業法人の経営支援に係る農業法人確保・育成事業費補助金の追加及び中山間地域資源活用事業費において賃金、報奨費から旅費、需用費などへの組み替え補正が主なものであります。

4目農業施設費では、集会施設の屋根や農産加工施設で使用している備品等の修繕及

び鳥海地域、笹子直売所の小型除雪機更新に係る備品購入費の追加が主なものであります。

7目農地費では、多面的機能支払交付金の市負担分増加に伴う資源保全活動事業負担金の追加が主なものであります。

6款2項林業費につきましては、県営治山事業移行に伴う治山事業費の減額及びペレットストーブ等設置費補助金の追加が主なものであります。

6款3項水産業費につきましては、漁業施設機能強化事業費において測量設計業務委託料確定による、工事請負費への組み替え補正が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、2目商工振興費では、申請件数の増加による空き店舗対策事業費補助金の追加であります。

3目工業振興費では、本荘地域石脇の貸し工場の電力幹線工事に係る経費の追加であります。

5目観光費では、東京都で営業を開始する秋田県市町村応援酒場に参加するための経費の追加が主なものであります。

6目観光施設費では、八塩いこいの森のテングス病対策経費の追加が主なものであります。

次に、議案第143号一般会計補正予算（第7号）であります。8月21日の豪雨による、災害関連経費の追加が主なものでありますが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では15款、2款、歳出では6款、7款、1款であります。

まず、歳入であります。

15款県支出金につきましては、県単局所災害事業に係る治山工事費補助金及び林道災害復旧費補助金の追加であります。

2款市債につきましては、林道災害復旧事業債の追加であります。

続いて、歳出であります。

6款農林水産業費、1項農業費につきましては、6目畜産業施設費では、大内畜産センター及び有機センターにおける、のり面復旧に係る経費の追加であります。

7目農地費では、農地29カ所、農業用施設36カ所の災害復旧に係る市単独補助金の追加であります。

6款2項林業費につきましては、林業災害復旧に係る市単独補助金及び県単局所防災事業に係る治山事業費の追加が主なものであります。

7款商工費、1項商工費につきましては、6目観光施設費では、ぱいんすば新山における券売機更新に係る備品購入費の追加であります。

1款災害復旧費につきましては、33カ所の林道災害復旧に係る事業費の追加であります。

以上、御報告申し上げました、2件の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました議案第144号一般会計補正予算（第8号）ですが、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳出1款であります。

これは、1項農林水産業施設災害復旧費において、9月4日に発生した林道岩城大内線のり面崩落箇所の復旧に係る、林道災害復旧事業費を追加しようとするものであります。

す。

以上、御報告申し上げました、本補正予算につきましては、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鈴木和夫君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。2番長沼久利君。

【建設常任委員長（長沼久利君）登壇】

建設常任委員長（長沼久利君） 建設常任委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして、当常任委員会に審査付託になりました案件は、補正予算7件、その他2件の計9件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

初めに、議案第130号市道路線の廃止について並びに議案第131号市道路線の認定についてであります。国道108号前杉バイパスの築造及び国有林併用区間の協定不更新による路線変更のため、議案第130号においては川辺浄水場線及び鷺川線を廃止しようとするものであり、議案第131号においては新たに川辺浄水場線、小坂線及び鷺川線を認定しようとするものであります。

以上御報告申し上げました2件につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、各会計の補正予算であります。

議案第132号一般会計補正予算（第6号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では1款及び2款、歳出では4款、8款及び1款であります。

初めに、歳入であります。1款国庫支出金では、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の減額であり、2款市債では、各事業債の追加であります。

次に、歳出であります。

4款衛生費、3項水道費では、簡易水道事業会計繰出金減額のほか、小規模水道等事業費の財源更正であります。

8款土木費では、職員人件費追加のほか、2項道路橋梁費において、由利地域の大門橋撤去工事費などの道路維持事業費及び除排雪費の追加が主なものであります。

5項都市計画費では、公共施設再生可能エネルギー等導入事業費の減額及び公園の危険木処理業務委託料の追加が主なものであります。

6項住宅費では、各地域の公営住宅の維持管理修繕料の追加などあります。

1款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費では、本省事前協議に関する旅費の追加であります。

続いて、議案第137号下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳入では、繰越金の追加及び公共下水道債、資本費平準化債の減額であります。

歳出では、1款総務費において、下水道台帳整備に伴う現況平面図作成業務委託料の追加及び処理施設維持管理費の減額などあります。

2款事業費では、事業費の予算組み替えであり、3款諸支出金では、消費税納付額の追加であります。

4款公債費では、借入利率の確定による元利償還金の補正であり、歳入歳出それぞれ

3,066万 1,000円を減額し、予算総額を 27億 4,205万 1,000円にしようとするものであります。

また、地方債補正であります。公共下水道事業債及び資本費平準化債の起債限度額を減額変更しようとするものであります。

続いて、議案第 138号集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

歳入では、繰越金の追加であります。

歳出では、1 款総務費において、浄化センターの機器及び中継ポンプ修繕費の追加であり、2 款事業費において、由利及び東由利地区事業費の予算組み替えが主なもので、歳入歳出それぞれ 190万 9,000円を追加し、予算総額を 22億 9,634万 9,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第 139号簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

歳入では、一般会計繰入金及び水道管移設補償費の減額であります。

歳出では、1 款総務費において、浄水場施設維持管理費の追加及び農業集落排水事業に伴う水道管移設補償工事費の減額であります。

2 款施設整備費においては、経営認可変更申請業務委託料の追加などあります。

3 款諸支出金においては、消費税納付額の減額であり、歳入歳出それぞれ 999万 6,000円を追加し、予算総額を 8 億 8,103万 2,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第 141号水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。資本的支出において、石脇地内及び一番堰地内の配水管布設替え工事費を 1,857万 6,000円追加し、総額を 13億 630万 6,000円にしようとするものであります。

続いて、議案第 142号ガス事業会計補正予算（第 2 号）であります。

資本的収入では、企業債を 600万円追加し、総額を 1 億 3,881万 5,000円に、資本的支出では、一番堰地内のガス管敷設替え及び需要開発に伴うガス管敷設工事費を 600万円追加し、総額を 4 億 6,260万 7,000円にしようとするものであります。

また、企業債補正であります。供給設備整備事業債の起債限度額を増額変更しようとするものであります。

最後に、議案第 143号一般会計補正予算（第 7 号）であります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では 1 款及び 2 款、歳出では 1 款であります。

歳入では、公共土木施設災害復旧費負担金及び市債の追加であります。

歳出では、1 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費において、8 月の豪雨に伴い被災した河川、道路及び橋梁の復旧費用を追加しようとするものであります。

以上、御報告申し上げました 7 件の一般、特別及び公営企業の各会計の補正予算につきましては、その提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鈴木和夫君） 次に、国療跡地利活用特別委員長の報告を求めます。15番 渡部聖一君。

【国療跡地利活用特別委員長（渡部聖一君）登壇】

国療跡地利活用特別委員長（渡部聖一君） 国療跡地利活用特別委員会の審査の結果を御報告申し上げます。

今定例会におきまして当特別委員会に審査付託になりました案件は、補正予算 1 件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりであります。審査の経過と概要について御報告申し上げます。

議案第 132号一般会計補正予算（第 6 号）についてであります。当特別委員会に審査付託になりましたのは歳出 8 款土木費であります。これは総合防災公園整備事業の測量に係る費用を追加し、また当該事業用地の取得に伴い、公有財産購入費を減額しようとするものが主なものであり、提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、国療跡地利活用特別委員会の審査報告を終わります。

議長（鈴木和夫君） 以上をもって、委員長審査報告を終わります。

これより、日程の順に従い、委員長報告に対する質疑及び認定・議案・請願・陳情についての討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案等を一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、議事をそのように進めます。

なお、議案等の件名は、必要と認めるときは朗読を省略または簡略にしたいと思っておりますので、御了承願います。

議長（鈴木和夫君） 日程第 4、認定第 1 号一般会計決算認定を議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって認定第 1 号は、認定されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 5、認定第 2 号国民健康保険特別会計から、日程第 16 認定第 13号スキー場運営特別会計までの 12件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって認定第2号から認定第13号までの12件は、認定されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第17、認定第14号小友財産区特別会計から、日程第19、認定第16号松ヶ崎財産区特別会計までの3件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって認定第14号から認定第16号までの3件は、認定されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第20、認定第17号水道事業会計及び日程第21、認定第18号ガス事業会計の2件の決算認定を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって認定第17号及び認定第18号の2件は、認定されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第22、議案第125号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから、日程第24、議案第127号放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 125号から議案第 127号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 25 議案第 128号都市計画税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 128号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 26 議案第 129号福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 129号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 27 議案第 130号市道路線の廃止について及び日程第 28 議案第 131号市道路線の認定についての2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 130号及び議案第 131号の 2 件は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 29 議案第 132号一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 132号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 30 議案第 133号国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 133号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 31、議案第 134号情報センター特別会計補正予算（第 2 号）及び日程第 32、議案第 135号地域情報化事業特別会計補正予算（第 3 号）の 2 件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 134号及び議案第 135号の 2 件は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 33、議案第 136号介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 136号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 34、議案第 137号下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）から、日程第 36、議案第 139号簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 3 件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 137号から議案第 139号までの 3 件は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 37、議案第 140号小友財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 140号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 38、議案第 141号水道事業会計補正予算（第 2 号）及び日程第 39、議案第 142号ガス事業会計補正予算（第 2 号）の 2 件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 141号及び議案第 142号の 2 件は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 40、議案第 143号一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

各委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 143号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 41、議案第 144号一般会計補正予算（第 8 号）を議題といたします。

総務・産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議案第 144号は、原案のとおり可決されました。

議長（鈴木和夫君） 日程第 42 請願第 1 号児童対象の「手洗い教室」新規事業採択についての請願を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって請願第 1 号は、趣旨採択することに決定いたしました。

なお、ただいま趣旨採択されました請願第 1 号については、執行機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することにいたします。

議長（鈴木和夫君） 日程第 43 陳情第 6 号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第6号は、採択することに決定いたしました。

議長（鈴木和夫君） 日程第44 陳情第7号軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める意見書提出についての陳情を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、趣旨採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第7号は、趣旨採択することに決定いたしました。

議長（鈴木和夫君） 日程第45 継続審査中の陳情第5号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書提出についての陳情を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択とすべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

5番（佐々木隆一君） 陳情第5号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書提出についての陳情であります。これについて、委員長報告では「慎重に審査いたしました」ということでありました。その結果、全会一致で不採択とすべきものと決定されたようであります。

そこで、委員長にお伺いします。どのような議論、討論があったのか、また、当局に状況などを問うなどという内容がありましたが、当局からはどのような答弁などがあったのか質疑するものであります。

議長（鈴木和夫君） 総務常任委員長の答弁を求めます。18番佐藤勇君。

【総務常任委員長（佐藤勇君）登壇】

総務常任委員長（佐藤勇君） 議員の質疑にお答えいたします。

当常任委員会では、当局に臨時・非常勤職員に係る状況等を問うなど、慎重に審査いたしました。以上。

議長（鈴木和夫君） 総務常任委員長、質疑に対する答弁とは受け取れませんでしたけれども 18番佐藤勇君。

総務常任委員長（佐藤勇君） 由利本荘市の状況について、臨時、非常勤職員の勤務、あるいは管理状況についてお話がありました。

議長（鈴木和夫君） 暫時休憩します。

午前 11時 55分 休 憩

午後 1時 02分 再 開

議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの答弁 総務常任委員長、18番佐藤勇君。

総務常任委員長（佐藤勇君） 先ほどの5番議員にお答えいたします。

審査中、市当局へ参考になる説明を求めた結果、当局の職員の数、種別等、それに陳情書文面にある地方自治体の臨時・非常勤職員の中に本市の非常勤特別職員も含まれているという趣旨の説明も受けております。継続審査中の陳情であり、3月議会、続いて6月議会と継続して審査いたしました。慎重に審査したとすることが、要するに慎重審査したものと理解していただきたいと思えます。それ以上の話し合いもなく、状況に変化もなく、委員総意のもと、本件を不採択とすべきものとしたものであります。以上。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。再質疑ありませんか。

5番（佐々木隆一君） 今お答えになりましたが、やはり陳情というのは私たちの身近な要望、意見などを議会に反映させるものであり、非常に貴重なものであると考えるものであります。そういう点では、議会軽視ではないか、議会の形骸化につながるのではないかという感じがしてなりません。私たちは昨年6月に議会基本条例をつくりました。その前文には、由利本荘市議会は政治倫理に基づき、積極的な情報公開や説明責任を果たすとともに、自由闊達な討議を通じて論点を明確にしながら、政策立案、提言を行う、市民の負託に応えられる議会を目指す、また第1条には、市民福祉の向上及び市政の伸展に寄与することを目的とする、とあります。その点から見ても、慎重に審査されたという形跡は、私はないのではないかという感じがしてなりません。今一度の答弁を願います。

議長（鈴木和夫君） 総務常任委員長、18番佐藤勇君。

総務常任委員長（佐藤勇君） 私たちは基本条例に基づいて慎重に審査いたしました。

議長（鈴木和夫君） 5番佐々木隆一君。再々質疑ありませんか。

5番（佐々木隆一君） 終わります。

議長（鈴木和夫君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、これを許します。5番佐々木隆一君。

【5番（佐々木隆一君）登壇】

5番（佐々木隆一君） 陳情第5号地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善と雇用安定のための法改正に係る意見書提出についての陳情であります。これは採択すべきであるとの立場で討論いたします。

非正規公務員の低処遇の一因は最低賃金の低さにもあります。この8月に秋田県内最低賃金1時間当たり665円の現行を14円引き上げ679円の答申が出されています。今回例年と違って引き上げ幅が若干あったとはいえながらも、厳しい状況にあると言わざるを得ません。

最低賃金は長年にわたって低い水準に抑えられてきたため、最低賃金の水準が生活保護基準さえ下回る逆転現象が大きな社会問題になってきました。ここ数年、政府も逆転現象を無視できなくなっていますが、依然として最低賃金の水準は低く、賃金の最低額を補償するという本来の趣旨からはほど遠いのが実態であります。

陳情書の文面にもありますが、自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員で全国で70万人にも上り、それらの多くの職員は年収が200万円以下のため、官製ワーキングプアと言われ、雇いどめに不安を感じながら日々の業務に当たっているのが実情であります。

由利本荘市のある職場では、正規職員4人に対し、非常勤職員が13人、その中のある職員は、資格があつて将来のある若い人の身分が非常に不安定でかわいそうだと話していました。現在、市の職員1,620人のうち、正規職員1,050人、臨時職員570人、その比率は35%であります。一般事務補助を例にとれば、日額5,300円、月2日勤務の場合、月額11万6,600円、1年（12カ月）の場合、税込み139万9,200円であります。ぜひこういったところにも思いを寄せてほしかったなという感じがするわけであります。手取り給与はまさにワーキングプアの状況でしょう。

ついては、臨時・非常勤の職員の処遇改善、雇用安定のための法整備について、関係機関に声を上げていく必要があります、そのためにもこの陳情はぜひとも採択し、国に対し意見書を上げていくべきと考えるものであります。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本件は、起立採決いたします。委員長報告は、不採択とすべきものとしていますが、本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。繰り返します。本陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（鈴木和夫君） 起立少数であります。よって継続審査中の陳情第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

議長（鈴木和夫君） 日程第46 継続審査についてを議題といたします。

陳情第8号、消費税10%への引き上げの中止を求める意見書提出についての陳情は、総務常任委員長より、なお審査の要ありとし、会議規則第111条の規定により、継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、これを継続審査することに決定し

て御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって陳情第8号は、継続審査することに決定いたしました。

議長（鈴木和夫君） 日程第47 追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

議員発案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを上程し、提出者の説明を求めます。17番井島市太郎君。

【17番（井島市太郎君）登壇】

17番（井島市太郎君） 議員発案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、意見書案を朗読して説明とさせていただきます。

本市の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保や地域経済の活性化などに大きく寄与してきた。しかし、高齢化に伴う林業労働力の減少などにより、森林の維持管理が十分に行われないため、森林の持つ公益的機能の低下が懸念されている。

一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっている。

こうした状況を踏まえ、国では、森林・林業基本計画を見直し、平成32年の木材自給率を50%に引き上げる目標を掲げ、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築していくこととしている。

秋田県では、平成2年度以降、国の補助金により造成した森林整備加速化・林業再生基金を活用し、間伐や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備、公共施設等への木材利用の促進など、林業経営の高度化や森林資源の利活用に向け、地域のさまざまな取り組みを支援してきたところである。また、将来の本県林業を担う技術者を養成するため、平成27年4月からは、秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）を開講することとしている。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎えることから、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の利活用を促進し、林業・木材産業の成長産業化を図ることが重要である。

よって、国においては、次の事項を実現し、林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を図るよう強く要望する。

記。

1つ、森林の整備から木材の利用促進に至る地域の多様な取り組みを支援するため、森林整備加速化・林業再生基金を継続、またはこれにかわる恒久的な支援制度を創設すること。

2つ、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、森林整備を推進するための安定的な財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、環境大

臣様。

秋田県由利本荘市議会議長、鈴木和夫。

以上、提案いたしますので、満場の御賛同をいただけますよう、よろしく願いいたします。

以上であります。

議長（鈴木和夫君） これにて、追加提出議員発案の説明を終わります。

この際、お諮りいたします。議員発案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第3号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（鈴木和夫君） 日程第48 議員発案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって議員発案第3号は、原案のとおり可決されました。

この際、議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 1時17分 休 憩

午後 1時29分 再 開

議長（鈴木和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、2番佐々木慶治君より、発言の申し出がありますので、これを許します。21番佐々木慶治君。

【21番（佐々木慶治君）登壇】

21番（佐々木慶治君） 先ほどの決算審査特別委員会の審査報告における一般会計決算の歳出部分で、「  
」と発言いたしましたが、これを取り消ししたたく議長に申し出いたしましたので、よろしく取り扱ってくださるようお願い申し上げます。大変申しわけございませんでした。

議長（鈴木和夫君） なお、発言の取り消し申し出内容につきましては、皆様方のお手元に配付しておりますので、御参照願いたいと思っております。

この際、お諮りいたします。ただいま2番佐々木慶治君より、会議規則第65条の規定により発言を取り消ししたい旨の申し出がありました。この取り消しを許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、21番佐々木慶治君の発言の取り消し申し出を許可することに決定いたします。

先ほどの休憩中に議会運営委員会を開催し、採択されました陳情に係る委員会発案第2号を日程に追加することといたしました。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付いたしております委員会発案第2号を日程に追加することに決定いたしました。

議長（鈴木和夫君） 日程第49 追加提出委員会発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。委員会発案第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、提案説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。委員会発案第2号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（鈴木和夫君） 日程第50 委員会発案第2号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための、2015年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決定して御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって委員会発案第2号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、請願等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思えます。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（鈴木和夫君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議長（鈴木和夫君） 以上をもって今期市議会定例会の付議事件は、全て終了いたしました。

去る、9月2日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これに御協力いただきました市当局、監査委員並びに関係各位に対しまして、この席から、深甚なる感謝を表する次第であります。

また、来る10月4日から11月3日までの1カ月間、第29回国民文化祭・秋田2014が、開催されます。

本市においても、カダーレを主会場に、9月26日の総合オープニングを皮切りに催し物が開催されますので、市民の多数の御参加と、関係各位の御協力を切にお願い申し上げますとともに、盛会裏に終えることを御祈念いたしまして、平成26年第3回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 1時35分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長      鈴木 和 夫

議 員      伊 藤 順 男

議 員      渡 部 聖 一